

# 第 4 期

## 特定健康診査等実施計画書

幌延町国民健康保険



# 第1章 計画策定にあたって

# 第1章 計画策定にあたって

## 1. 計画策定の背景及び目的

我が国は国民皆保険のもと、誰もが安心して医療を受けることができる医療制度を実現し、世界最長の平均寿命や保健医療水準を達成してきました。しかしながら急速な少子高齢化、経済の低成長への移行、国民生活や意識の変化など、大きな環境変化に直面しており、国民皆保険を堅持し、医療制度を将来にわたり持続可能なものとしていくためには、その構造改革が急務となっています。

このような状況に対応するため、国民誰しもの願いである健康と長寿を確保しつつ、医療費の伸びの抑制にも資することから、生活習慣病を中心とした疾病予防を重視することとし、保険者による健診及び保健指導の充実を図る観点から、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に基づき、保険者は、被保険者及び被扶養者に対し、糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査を実施し、その結果により、健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導を実施することとしました。

本町におきましても、国民健康保険被保険者に対し、生涯にわたる生活の質の維持向上に向けて、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の概念を導入した特定健康診査及び特定保健指導を積極的に推進し、町民の健康づくりを図っています。

本計画は、令和5年度までの実施状況を踏まえ、生活習慣病の発症、重症化を抑制し、将来的な医療費の適正化を図ることを目的とし、「第4期特定健康診査実施計画」を策定するものです。

## 2. 計画の性格

本計画は、高齢者の医療の確保に関する法律第19条に基づき、特定健康診査及び特定保健指導の実施方法に関する基本的な事項、特定健康診査等の実施及びその成果に係る目標に関する基本的な事項並びに特定健康診査等実施計画の作成に関する重要事項を定めるものです。

## 3. 計画の期間

第4期計画の計画期間は令和6年から令和11年までの6年間とします。

## 第2章 特定健康診査等の現状

## 第2章 特定健康診査等の現状

### 1. 特定健康診査の対象者（40歳以上被保険者）数

特定健康診査の対象者は、平成28年度の406人から令和4年度の351人と年々減少傾向にあります。

特定健康診査の対象者（40歳以上被保険者）数

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
特定健康診査の対象者数	406人	392人	386人	390人	396人	368人	351人	388人
前回計画時目標対象者数	530人	530人				372人	372人	372人

※特定健康診査の対象者数は、社会保険診療報酬支払基金への法定報告数値。（ただし令和5年度は法定報告予定数値）

### 2. 特定健康診査の受診者数

特定健康診査の受診者数は、令和28年度の76人から令和4年度の115人と年度ごとの増減はあるものの、平均106人となっています。

特定健康診査の受診者数

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
特定健康診査の受診者数	76人	125人	77人	133人	103人	113人	115人	125人
前回計画時目標受診者数	292人	318人				149人	186人	223人
目標受診者数との差	216人	193人				36人	71人	98人
特定健康診査の未受診者数	330人	267人	309人	257人	293人	255人	236人	263人

※特定健康診査の受診者数は、社会保険診療報酬支払基金への法定報告数値。（ただし令和5年度は法定報告予定数値）

### 3. 特定健康診査の受診率

特定健康診査の受診率は、平成28年度、平成30年度に低くなっていますが、令和2年度から令和4年度までにかけて、6.8ポイント増加しており、年度ごとの増減はあるものの、増加傾向にあるといえます。

特定健康診査の受診率

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
特定健康診査の受診率	18.7%	31.9%	19.9%	34.1%	26.0%	30.7%	32.8%	32.2%
前回計画時目標受診率	55.0%	60.0%				40.0%	50.0%	60.0%

※特定健康診査の受診率は社会保険診療報酬支払基金への法定報告数値。(ただし令和5年度は法定報告予定数値)

### 4. 特定保健指導の対象者数

特定保健指導の対象者数は、平成28年度の5人から令和4年度の23人と年度ごとの増減はあるものの、増加傾向にあります。

特定保健指導の対象者数

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
特定保健指導の対象者数	5人	21人	9人	19人	16人	22人	23人	25人
前回計画時目標対象者数	32人	35人				8人	11人	13人

※特定保健指導の対象者数は、社会保険診療報酬支払基金への法定報告数値。(ただし令和5年度は法定報告予定数値)

## 5. 特定保健指導の指導者数

特定保健指導の指導者数は、平成28年度の0人から令和4年度の1人とほぼ同数で推移しています。

特定保健指導の指導者数

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
特定保健指導者数	0人	0人	1人	2人	2人	1人	1人	3人
前回計画時目標指導者数	18人	21人				8人	11人	13人

※特定保健指導の対象者数は、社会保険診療報酬支払基金への法定報告数値。(ただし令和5年度は法定報告予定数値)

## 6. 特定保健指導の実施率

特定健康診査の実施率は、平成30年度から令和2年度まで増加したものの、令和4年度にかけて減少傾向にあります。

特定保健指導の実施率

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
特定保健指導の実施率	0.0%	0.0%	11.1%	10.5%	12.5%	4.5%	4.3%	12.0%
前回計画時目標実施率	55.0%	60.0%				40.0%	50.0%	60.0%

※特定保健指導実施率は、社会保険診療報酬支払基金への法定報告数値(ただし令和5年度は法定報告予定数値)



### 第3章 特定健康診査等の実施目標

## 第3章 特定健康診査等の実施目標

### 1. 達成しようとする目標

特定健康診査等基本指針に掲げる参酌水準をもとに、特定健康診査及び特定保健指導における各目標値を下記の通り設定します。

特定健康診査及び特定保健指導の各実施目標

	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
特定健康診査の対象者数	360人	360人	360人	360人	360人	360人
特定健康診査の見込数	126人	144人	162人	180人	198人	216人
特定健康診査の実施率	35%	40%	45%	50%	55%	60%
特定保健指導の対象者数	23人	22人	22人	21人	21人	20人
特定保健指導の見込数	3人	5人	7人	9人	11人	12人
特定保健指導の実施率	13%	20%	30%	40%	50%	60%

## 第4章 特定健康診査等の実施方法

## 第4章 特定健康診査等の実施方法

### 1. 特定健康診査の実施方法

#### (1) 特定健康診査の実施に関して

特定健康診査の実施場所、実施時期に関しては、下記の通りです。

実施場所	区分	実施時期	実施健診機関
問寒別生涯学習センター	集団健診	5月	JA北海道厚生連 旭川厚生病院 (JA組合員のみ)
幌延町保健センター	集団健診	5月	JA北海道厚生連 旭川厚生病院 (JA組合員のみ)
幌延町保健センター	集団健診	6～7月	公益財団法人 北海道対がん協会

#### (2) 委託契約に関して

委託契約による健診の実施に関しては下記の通りです。

○特定健診については、健診機関への委託により実施を行います。

#### (3) 実施項目

##### ① 必須項目

質問項目、身体計測（身長、体重、BMI、腹囲）、理学的検査（身体診察）、血圧測定  
脂質（中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール）

肝機能（AST（GOT）、ALT（GPT）、 $\gamma$ -GT（ $\gamma$ -GTP））

代謝系（ヘモグロビンA1c及び空腹時血糖、尿糖）

尿・腎機能（尿蛋白）

##### ② 詳細項目

血液一般（ヘマトクリック値、血色素測定、赤血球数）

心機能（12誘導心電図）

眼底検査

##### ③ 追加項目

尿・腎機能（血清クレアチニン検査、尿酸）

#### (4) 周知や案内の方法

健診受診率の向上につながるよう、各機会を通じた案内を実施します

具体的な周知や案内の方法

- ① データヘルス計画に基づいた過去5カ年の健診結果を記載した受診勧奨通知の送付
- ② 受診勧奨通知送付後に保健師等専門職からの電話勧奨の実施
- ③ 広報誌による周知
- ④ 役場窓口や医療機関等窓口での勧奨
- ⑤ 告知端末機による周知

## (5) 事業所健診等他の健診受診者の健診データ収集方法

幌延町国民健康保険の被保険者で、事業主健診等他の健診を受診する方の把握を調査により行い、健診の結果を保険者に提出するよう案内します。

## 2. 特定保健指導の実施方法

### (1) 特定保健指導の基本的な考え方

特定保健指導は、内臓脂肪型肥満に着目し、その要因となっている生活習慣を改善するための保健指導を行うことにより、対象者が自らの生活習慣における課題を認識して行動変容と自己管理を行うとともに健康的な生活を維持することができるようになることを通じて、糖尿病等の生活習慣病を予防することを目的とするものです。

### (2) 保健指導対象者の選定と階層化

#### ① 特定保健指導の基本的考え方

特定健康診査の結果に基づき、特定保健指導の対象者を選定し階層化する基準、及び特定保健指導として行う積極的支援及び動機づけ支援の内容については、高齢者の医療の確保に関する法律第24条の厚生労働省令で定められた方法で実施します。

特定保健指導の対象者（階層化）

腹囲	追加リスク			④喫煙歴	対象	
	①血糖	②脂質	③血圧		40-64歳	65-74歳
≥85cm (男性) ≥90cm (女性)	2つ以上該当			/	積極的支援	動機付け支援
	1つ該当			あり		
上記以外で BMI ≥25	3つ該当			/	積極的支援	動機付け支援
	2つ該当			あり		
	1つ該当			なし		

#### ② 特定保健指導の対象とならない被保険者への対応

被保険者の健康の保持及び増進のため、特定健康診査の結果及び診療報酬明細書等の情報を活用し、特定保健指導の対象とはならないが、受診の勧奨その他の保健指導を積極的に行う必要がある者を選定し、これらの者に対する特定保健指導以外の保健指導の実施にも努めます。



#### (4) 特定健康診査等の記録の管理に関するルール

特定健康診査等の記録については、個人情報の保護に関する法律及びこれに基づくガイドライン等、及び幌延町個人情報保護条例により、適正に管理します。





## 第5章 特定健康診査等実施計画の公表・周知 及び評価と見直し

## 第5章 特定健康診査等実施計画の公表・周知及び 評価と見直し

### 1. 公表・周知

特定健康診査等を実施する趣旨の普及啓発について、本計画を幌延町ホームページに掲載します。

### 2. 計画の評価と見直し

毎年、数値目標の達成状況と事業実施状況について評価を行い、その結果について見直しが必要な場合は見直しを行います。